

# 令和6(2024)年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会次第

日時 令和6(2024)年12月20日(金)

午後1時30分から

場所 みよし市役所 3階 研修室5

## 1 あいさつ

## 2 協議事項

- ・令和7年度みよし市国民健康保険税の税率について

資料、参考資料

## 3 報告事項

## 協議事項

### ・令和7年度みよし市国民健康保険税の税率について

#### 【国民健康保険の現状】

#### ●国民健康保険税および保険給付費の推移

本市の国民健康保険（以下「国保」という。）の被保険者数は、雇用状況の改善や社会保険適用対象者が拡大されたことにより、国民健康保険から全国健康保険協会保険や組合管掌健康保険などに移行したこと、75歳となり後期高齢者医療制度に移行したことなどの影響で引き続き減少傾向にあります。また、これらの要因に伴い、国民健康保険税収入も減少傾向となっています。

一方で、国保の支出の多くを占める保険給付費は、医療の高度化や高額化などにより、一人あたりの医療費が増加傾向にあります。

#### ●国民健康保険の県単位化と標準保険税率

将来にわたる国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を図るため、平成30年度から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うこと（県単位化）になりました。

県単位化に伴い、まず県は、市町村の被保険者数、医療費水準、所得水準等を元に市町村が県に支払う国民健康保険事業費納付金額を市町村ごとに決定します。次に市町村は、税を主な財源として、県に国民健康保険事業費納付金を支払い、その後、県は、市町村が必要な給付費を市町村に支払うことになりました。また、県は、市町村が国民健康保険事業を運営するために必要な税を確保するための、標準保険税率を毎年、市町村ごとに示し、それを参考にして、市町村は税率を定めることになりました。

本市の状況として、平成29年度から毎年愛知県が示している標準保険税率は、本市の保険税率よりも高く、本年11月に示された、令和7年度の標準保険税率（仮算定）は、昨年度の標準保険税率から少しだけ下がったものの、現在の税率と比較すると高いものとなっており、その要因としては、県内において12位と医療費指数が高いこと、また、所得水準においては県内4位と非常に高いことなどが挙げられます。

## ●愛知県国民健康保険運営方針

令和6年度からの、第3期愛知県国民健康保険運営方針では、「前年度決算において新たに赤字が発生した市町村は、国民健康保険が一会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑み、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいが、単年度での赤字の解消が困難な場合は、保険税を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努める。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進める。」とされています。

## ●一般会計からの法定外繰入

国民健康保険事業は、法律に基づき国民健康保険税、県からの交付金、基金からの繰入金、市の一般会計からの法定繰入金等の法定の金額により事業を運営しています。しかし、これらの法定の金額でも不足する場合には、市の一般会計からの法定外繰入金で補てんをして事業を運営することとなります。

本市の令和5年度の決算では、約218,000千円、令和6年度の予算では、約270,000千円を法定外繰入金として市の一般会計から繰入れをしています。

なお、愛知県国民健康保険運営方針では、法定外繰入は、「計画的・段階的な解消に努めるものとする。」とし、法定外繰入れを無くすように促しています。

## ●保険税率の改正状況

本市の国民健康保険税の改正状況は、平成29年度分から、「所得割」、「均等割」、「資産割」、「平等割」の4方式から「資産割」を廃止した3方式に変更し、平成30年度分から、県単位化に伴い、県から標準保険税率が示され、みよし市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、急激に被保険者の負担増にならないよう、7年かけて標準保険税率に合わせられるように保険税率改正をすることとし、令和2年度まで実施し、令和3年度分については新型コロナウイルス感染症の影響等により税率改正せず据え置きとしました。

また、令和3年度のみよし市国民健康保険運営協議会答申を受け、令和4年度の標準保険税率が上昇していることを加味し、7年間かけて令和6年度まで予定していた税率改正について、被保険者の急激な負担増を考慮し、2年間計画を先送りし、令和8年度までを目途に改正していくこととしていましたが、令和5年度のみよし市国民健康保険運営協議会答申を

受け、令和6年度の標準保険税率が上昇していることを加味し、税率の上昇幅を緩和するために、さらに2年間延ばして令和10年度までを目途に改正していくこととしました。

### **【保険税率見直しにおける留意点】**

以上のことから、今後における国民健康保険税率の見直しについても、被保険者にとって急激な負担増とならないよう十分配慮するとともに、市の一般会計からの法定外繰入金額の削減についても計画的に進めていくことが必要となります。

## 令和6年度 第2回 みよし市国民健康保険運営協議会

### 令和7年度みよし市国民健康保険税の税率について

1 みよし市国民健康保険の現状	1 頁
2 前回(令和6年2月6日)の提言の付帯意見要旨	2 頁
3 基本的な考え方	2 頁
4 令和7年度税率改定検討表	3 頁
5 参考資料	
税率・最高限度額及び賦課割合(昭和46年～)	4 頁

# 1 みよし市国民健康保険の現状

## 1. 被保険者数の推移 (単位:人)

年度	一般分
R4	8,548
R5	8,082
R6	7,805

※R4,R5年度は年度平均、R6年度は11月末までの年度平均

## 2. 保険税額の推移 (単位:円)

年度	現年課税分 全体調定額	1人当り額
R4	936,077,138	109,508
R5	981,136,300	121,398
R6	1,022,437,000	130,998

※R6年度は11月末の調定額

## 3. 保険給付費の推移 (単位:円)

年度	保険給付費	1人当り額
R3	2,822,364,663	330,178
R4	2,791,839,816	326,607
R5	2,706,588,571	334,891

※保険給付費:療養給付費・療養費・高額療養費の計

## 4. 標準保険税率(仮算定・本算定)とのみよし市の税率比較

	医療保険分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
R4年度税率 ①	6.14	25,500	20,000	1.71	8,700	5,100	1.61	9,700	5,000	9.46	43,900	30,100
R5年度標準保険税率 ② (本算定 R5.1)	7.52	32,536	21,045	2.77	11,653	7,538	2.35	12,237	6,051	12.64	56,426	34,634
R4年度とR5年度(本算定)の差 ②-① ③	1.38	7036	1,045	1.06	2,953	2,438	0.74	2,537	1,051	3.18	12,526	4,534
R5年度税率 ④	6.42	27,000	20,000	1.98	9,400	5,700	1.82	10,400	5,300	10.22	46,800	31,000
R6年度標準保険税率 ⑤ (本算定 R6.1)	8.45	35,284	23,907	2.92	11,914	8,072	2.40	11,960	6,082	13.77	59,158	38,061
R5年度とR6年度(本算定)の差 ⑤-④ ⑥	2.03	8284	3,907	0.94	2,514	2,372	0.58	1,560	782	3.55	12,358	7,061
R6年度税率 ⑦	6.82	28,600	20,700	2.16	9,900	6,100	1.93	10,700	5,400	10.91	49,200	32,200
R7年度標準保険税率 ⑧ (仮算定 R6.11)	7.97	34,169	22,182	2.72	11,516	7,476	2.51	12,727	6,299	13.20	58,412	35,957
R6年度とR7年度(仮算定)の差 ⑧-⑦ ⑨	1.15	5,569	1,482	0.56	1,616	1,376	0.58	2,027	899	2.29	9,212	3,757

## 5. 一般会計繰入金 (単位:円)

年度(当初予算・決算)		基金繰入金	一般会計繰入金 (法定)	一般会計繰入金 (法定外)	内財源補てん分	一般会計繰入金 (合計)	一般会計繰入金 (法定外)1人当り	内財源補てん分
R4	当初予算	180,000,000	233,210,000	192,335,000	156,216,000	425,545,000	22,501	18,275
	決算	180,000,000	236,131,805	181,186,195	146,686,420	417,318,000	21,196	17,160
R5	当初予算	180,000,000	230,158,000	245,401,000	209,776,000	475,559,000	30,364	25,956
	決算	180,000,000	235,241,326	218,631,217	185,747,505	453,872,543	27,052	22,983
R6	当初予算	180,000,000	237,139,000	270,158,000	236,154,000	507,297,000	34,613	30,257

※一般会計繰入金(法定外):国が示している繰入金項目以外で一般会計から繰り入れしているもの

## 2 前回(令和6年2月6日)の答申の付帯意見

- 1 愛知県から示された標準保険税率を考慮し、被保険者の国民健康保険税の急激な負担増にならないよう、計画的に一般会計からの法定外繰入を削減できるような税率設定とされたい。
- 2 国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得については、引き続き国の定めた額とすることが望ましい。
- 3 財源の安定確保、また公平性の観点からも国民健康保険税の収納率向上に今後も努力されたい。
- 4 医療費抑制に資するため、特定健診・特定保健指導の受診率等の向上に、一層努められたい。

## 3 基本的な考え方

●下記の見直しのポイントについて考慮し、次の3案について検討する。

見直しのポイント
<p>1. 令和6年11月に県が仮算定で示した、令和7年度のみよし市の標準保険税率は、市の現行税率と比べて、昨年度同様に差が開いている。(標準保険税率が現行税率より高い。)</p> <p>2. 県が示した標準保険税率と市の税率の差等により、一般会計法定外繰入(財源不足分)が発生する。 →標準保険税率は市町村が県に支払う国民健康保険事業費納付金を支払えるように税率設定されているため。</p> <p>3. 県が令和6年度からの愛知県国民健康保険運営方針では、「前年度決算において新たに赤字が発生した市町村は、国民健康保険が一会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑み、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいが、単年度での赤字の解消が困難な場合は、保険税を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努める。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進める。」としている。</p> <p>4. 平成29年度国民健康保険運営協議会答申で、「国民健康保険税の税率について、平成30年度から段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入の削減を図っていくことが望ましい。平成30年度から平成29年度における改定率を参考に、7年をかけて標準保険税率に近づけるものとする。なお、標準保険税率は毎年見直されるため、今後の税率改定については、本協議会にて検討していくことが望ましい。」としており、令和元年度の答申においても、平成29年度の答申を踏まえ5年をかけて標準税率に近づけることが適当であると判断された。 しかしながら、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により税率改正を行わず据え置きとした。そういった事情を踏まえた中で令和4年度からは、標準保険税率も上がったため、被保険者の負担増を考慮し、令和8年度まで5年間かけて税率改正をしていくよう計画を再構築したが、令和5年度の答申で令和6年度の標準保険税率が上昇していることを加味し、さらに2年間延ばして、税率の上昇幅を緩和し、令和10年度までを目途に改正していくこととした。</p>



比較検討の詳細案
<p>(案1) 令和7年度の税率改正は行わない。</p> <p>(案2) 令和7年度の改正で標準保険税率と同程度とする。</p> <p>(案3) 令和7年度の税率は、標準保険税率との差を4回で均等に近づけるようにしたものとする。 (令和5年度答申の税率改正の方針を踏まえ、現行税率と標準保険税率との差を令和10年度を目途に近づけていくもの(11年間で改正))</p>

# 4 令和7年度 税率改正検討表

## OR4年度税率、R5年度税率、R6年度税率、R7年度標準保険税率(R6.11仮算定)との比較

	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対標準)
R4年度税率	6.14 %	25,500 円	20,000 円	1.71 %	8,700 円	5,100 円	1.61 %	9,700 円	5,000 円	<b>9.46 %</b>	<b>43,900 円</b>	<b>30,100 円</b>	<b>250,100 円</b>	( 4.5 %)	118,056 円	( 13.7 %)	948,831,888 円	-22.2 %
R5年度税率	6.42 %	27,000 円	20,000 円	1.98 %	9,400 円	5,700 円	1.82 %	10,400 円	5,300 円	<b>10.22 %</b>	<b>46,800 円</b>	<b>31,000 円</b>	<b>267,500 円</b>	( 7.0 %)	125,224 円	( 6.1 %)	1,006,439,930 円	-17.4 %
(R4とR5税率の差)	( 0.28 %)	( 1,500 円)	( 0 円)	( 0.27 %)	( 700 円)	( 600 円)	( 0.21 %)	( 700 円)	( 300 円)	( 0.76 %)	( 2,900 円)	( 900 円)	( 17,400 円)	- %	( 7,168 円)	- %	( 57,608,042 円)	- %
R6年度税率	6.82 %	28,600 円	20,700 円	2.16 %	9,900 円	6,100 円	1.93 %	10,700 円	5,400 円	<b>10.91 %</b>	<b>49,200 円</b>	<b>32,200 円</b>	<b>283,500 円</b>	( 6.0 %)	130,328 円	( 4.1 %)	1,047,453,626 円	-14.1 %
(R5とR6税率の差)	( 0.40 %)	( 1,600 円)	( 700 円)	( 0.18 %)	( 500 円)	( 400 円)	( 0.11 %)	( 300 円)	( 100 円)	( 0.69 %)	( 2,400 円)	( 1,200 円)	( 16,000 円)	- %	( 5,104 円)	- %	( 41,013,696 円)	- %
R7標準保険税率(R6.11仮算定)	7.97 %	34,169 円	22,182 円	2.72 %	11,516 円	7,476 円	2.51 %	12,727 円	6,299 円	<b>13.20 %</b>	<b>58,412 円</b>	<b>35,957 円</b>	<b>338,000 円</b>	( 19.2 %)	151,682 円	( 16.4 %)	1,219,078,814 円	( 0.0 %)
(R6税率とR7標準税率との差)	( 1.15 %)	( 5,569 円)	( 1,482 円)	( 0.56 %)	( 1,616 円)	( 1,376 円)	( 0.58 %)	( 2,027 円)	( 899 円)	( 2.29 %)	( 9,212 円)	( 3,757 円)	( 54,500 円)	- %	( 21,354 円)	- %	( 171,625,188 円)	- %

①「モデル世帯の年税額」のモデル世帯は、賦課基準所得 1,500千円(基礎控除後) 被保険者2人(40歳以上65歳未満1人 40歳未満1人)とする。

②「被保険者1人当たりの年税額」は、介護分も全体被保険者数(R6.4.1現在8,037人)で除している。

### ○(案1) 税率改正を行わない場合

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外繰入金(財源不足分)	一般会計法定外繰入金(財源不足分)被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R7	6.82 %	28,600 円	20,700 円	2.16 %	9,900 円	6,100 円	1.93 %	10,700 円	5,400 円	<b>10.91 %</b>	<b>49,200 円</b>	<b>32,200 円</b>	<b>283,500 円</b>	- %	130,328 円	- %	1,047,453,626 円	- %	171,625,188 円	21,354 円

③「一般会計法定外繰入金(財源不足分)」については、標準保険税率と同じ税率にすれば、財源不足が発生しないことを前提条件とした数値。

### ○(案2) 令和7年度の改正で標準保険税率と同程度にした場合

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外繰入金(財源不足分)	一般会計法定外繰入金(財源不足分)被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R7	7.97 %	34,100 円	22,100 円	2.72 %	11,500 円	7,400 円	2.51 %	12,700 円	6,200 円	<b>13.20 %</b>	<b>58,300 円</b>	<b>35,700 円</b>	<b>337,600 円</b>	( 19.1 %)	151,326 円	( 16.1 %)	1,216,218,615 円	( 16.1 %)	2,860,199 円	356 円
(前年差)	( 1.15 %)	( 5,500 円)	( 1,400 円)	( 0.56 %)	( 1,600 円)	( 1,300 円)	( 0.58 %)	( 2,000 円)	( 800 円)	( 2.29 %)	( 9,100 円)	( 3,500 円)	( 54,100 円)		( 20,998 円)		( 168,764,989 円)			

### ○(案3) 数年かけて(残り4回)標準保険税率と同程度にした場合【令和5年度国保運営協議会答申に基づき、現行税率と標準保険税率との差を11回の改正で均等に近づけていくもの(期間は11年間、H30からR10)】

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額		②被保険者1人当たりの年税額		調定見込額		③一般会計法定外繰入金(財源不足分)	一般会計法定外繰入金(財源不足分)被保1人当たり
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率(対前年)	金額	伸び率		
R7	7.10 %	29,900 円	21,000 円	2.30 %	10,300 円	6,400 円	2.07 %	11,200 円	5,600 円	<b>11.47 %</b>	<b>51,400 円</b>	<b>33,000 円</b>	<b>296,600 円</b>	( 4.6 %)	135,432 円	( 3.9 %)	1,088,475,943 円	( 3.9 %)	130,602,871 円	16,250 円
前年差	( 0.28 %)	( 1,300 円)	( 300 円)	( 0.14 %)	( 400 円)	( 300 円)	( 0.14 %)	( 500 円)	( 200 円)	( 0.56 %)	( 2,200 円)	( 800 円)	( 13,100 円)		( 5,104 円)		( 41,022,317 円)			
R8	7.39 %	31,300 円	21,300 円	2.44 %	10,700 円	6,700 円	2.21 %	11,700 円	5,800 円	12.04 %	53,700 円	33,800 円	310,100 円	( 4.6 %)	140,606 円	( 3.8 %)	1,130,063,492 円	( 3.8 %)	89,015,322 円	11,076 円
前年差	( 0.29 %)	( 1,400 円)	( 300 円)	( 0.14 %)	( 400 円)	( 300 円)	( 0.14 %)	( 500 円)	( 200 円)	( 0.57 %)	( 2,300 円)	( 800 円)	( 13,500 円)		( 5,174 円)		( 41,587,549 円)			
R9	7.68 %	32,700 円	21,700 円	2.58 %	11,100 円	7,000 円	2.36 %	12,200 円	6,000 円	12.62 %	56,000 円	34,700 円	323,800 円	( 4.4 %)	146,056 円	( 3.9 %)	1,173,869,215 円	( 3.9 %)	45,209,599 円	5,625 円
前年差	( 0.29 %)	( 1,400 円)	( 400 円)	( 0.14 %)	( 400 円)	( 300 円)	( 0.15 %)	( 500 円)	( 200 円)	( 0.58 %)	( 2,300 円)	( 900 円)	( 13,700 円)		( 5,450 円)		( 43,805,723 円)			
R10	7.97 %	34,100 円	22,100 円	2.72 %	11,500 円	7,400 円	2.51 %	12,700 円	6,200 円	13.20 %	58,300 円	35,700 円	337,600 円	( 4.3 %)	151,326 円	( 3.6 %)	1,216,218,615 円	( 3.6 %)	2,860,199 円	356 円
前年差	( 0.29 %)	( 1,400 円)	( 400 円)	( 0.14 %)	( 400 円)	( 400 円)	( 0.15 %)	( 500 円)	( 200 円)	0.58 %	( 2,300 円)	( 1,000 円)	( 13,800 円)		( 5,270 円)		( 42,349,400 円)			
増減率(額)計	( 1.15 %)	( 5,500 円)	( 1,400 円)	( 0.56 %)	( 1,600 円)	( 1,300 円)	( 0.58 %)	( 2,000 円)	( 800 円)	( 2.29 %)	( 9,100 円)	( 3,500 円)	( 54,100 円)	( - %)	( 20,998 円)	( - %)	( 168,764,989 円)	( - %)		

モデル世帯での年税額との伸び率と被保1人当たりの年税額、又は調定見込額の伸び率の差については、実際は1世帯平均が1.6人であるものをモデル世帯は2人になっている点、モデル世帯では、税率改正しても、税額上限までいかないが、調定見込では、税率を改正したことにより上限までいく被保険者がいるため伸び率に差がでる。

### 【参考 昨年度】

年度	医療分			後期分			介護分(40歳~64歳)			計			①モデル世帯での年税額	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	金額	伸び率(対前年)
R6	6.82 %	28,600 円	20,700 円	2.16 %	9,900 円	6,100 円	1.93 %	10,700 円	5,400 円	<b>10.91 %</b>	<b>49,200 円</b>	<b>32,200 円</b>	<b>283,500 円</b>	( 6.0 %)
前年差	( 0.4 %)	( 1,600 円)	( 700 円)	( 0.18 %)	( 500 円)	( 400 円)	( 0.11 %)	( 300 円)	( 100 円)	( 0.69 %)	( 2,400 円)	( 1,200 円)	( 16,000 円)	
R7	7.22 %	30,200 円	21,500 円	2.35 %	10,400 円	6,500 円	2.04 %	11,000 円	5,500 円	<b>11.61 %</b>	<b>51,600 円</b>	<b>33,500 円</b>	<b>299,800 円</b>	( 5.7 %)
前年差	( 0.4 %)	( 1,600 円)	( 800 円)	( 0.19 %)	( 500 円)	( 400 円)	( 0.11 %)	( 300 円)	( 100 円)	( 0.70 %)	( 2,400 円)	( 1,300 円)	( 16,300 円)	
R8	7.63 %	31,800 円	22,300 円	2.54 %	10,900 円	7,000 円	2.16 %	11,300 円	5,600 円	12.33 %	54,000 円	34,900 円	316,500 円	( 5.6 %)
前年差	( 0.41 %)	( 1,600 円)	( 800 円)	( 0.19 %)	( 500 円)	( 500 円)	( 0.12 %)	( 300 円)	( 100 円)	( 0.72 %)	( 2,400 円)	( 1,400 円)	( 16,700 円)	
R9	8.04 %	33,500 円	23,100 円	2.73 %	11,400 円	7,500 円	2.28 %	11,600 円	5,800 円	13.05 %	56,500 円	36,400 円	333,500 円	( 5.4 %)
前年差	( 0.41 %)	( 1,700 円)	( 800 円)	( 0.19 %)	( 500 円)	( 500 円)	( 0.12 %)	( 300 円)	( 200 円)	0.72 %	( 2,500 円)	( 1,500 円)	( 17,000 円)	
R10	8.45 %	35,200 円	23,900 円	2.92 %	11,900 円	8,000 円	2.40 %	11,900 円	6,000 円	13.77 %	59,000 円	37,900 円	350,500 円	( 5.1 %)
前年差	( 0.41 %)	( 1,700 円)	( 800 円)	( 0.19 %)	( 500 円)	( 500 円)	( 0.12 %)	( 300 円)	( 200 円)	0.72 %	( 2,500 円)	( 1,500 円)	( 17,000 円)	
R6標準保険税率(R6.1本算定)	8.45 %	35,284 円	23,907 円	2.92 %	11,914 円	8,072 円	2.40 %	11,960 円	6,082 円	<b>13.77 %</b>	<b>59,158 円</b>	<b>38,061 円</b>	<b>350,900 円</b>	( 31.2 %)

みよし市国民健康保険税率・賦課限度額改正状況

医療分

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税 限度額	国の 限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
昭和46~48	2.6	30.0	2,160	3,360	80,000	80,000
49	↓	↓	3,000	4,200	120,000	120,000
50	↓	↓	3,600	5,400	↓	↓
51	↓	↓	6,000	8,400	150,000	150,000
52	3.0	↓	7,200	9,600	170,000	170,000
53	3.5	↓	9,600	12,000	190,000	190,000
54	4.0	40.0	↓	↓	220,000	220,000
55	↓	↓	↓	↓	240,000	240,000
56	5.0	50.0	↓	↓	260,000	260,000
57	↓	↓	↓	↓	270,000	270,000
58	↓	↓	↓	↓	280,000	280,000
59	↓	↓	↓	↓	300,000	350,000
60	↓	↓	↓	↓	↓	↓
61	↓	↓	↓	↓	330,000	370,000
62	↓	↓	10,800	13,200	370,000	390,000
63	↓	↓	↓	↓	390,000	400,000
平成元	↓	↓	↓	↓	400,000	420,000
2	↓	40.0	12,600	15,600	↓	↓
3	↓	↓	13,800	16,800	420,000	440,000
4	↓	35.0	15,000	18,000	440,000	460,000
5	↓	↓	↓	↓	460,000	500,000
6	↓	↓	↓	↓	↓	↓
7	↓	↓	↓	↓	↓	↓
8	↓	↓	18,000	21,000	500,000	520,000
9	5.2	31.0	23,000	↓	520,000	530,000
10	↓	↓	25,000	24,000	↓	↓
11	↓	↓	↓	↓	↓	↓
12	↓	↓	↓	↓	↓	↓
13	↓	↓	↓	↓	↓	↓
14	↓	↓	↓	↓	↓	↓
15	↓	↓	↓	↓	↓	↓
16	↓	↓	↓	↓	↓	↓
17	↓	20.0	25,800	24,600	↓	↓
18	↓	↓	↓	↓	↓	↓
19	↓	↓	↓	↓	↓	560,000
20	4.5	17.0	20,600	21,000	420,000	470,000
21	↓	↓	↓	↓	↓	↓
22	↓	↓	↓	↓	470,000	500,000
23	4.8	11.6	↓	↓	500,000	510,000
24	↓	↓	21,300	21,800	↓	↓
25	5.2	7.7	↓	↓	510,000	↓
26	↓	↓	↓	↓	↓	↓
27	5.5	3.8	24,000	21,800	520,000	↓
28	↓	↓	↓	↓	540,000	540,000
29	5.74	廃止	↓	↓	↓	↓
県単位化	30	5.87	24,300	21,400	580,000	580,000
31(令和元)	5.94	↓	24,500	20,900	610,000	610,000
令和2.3	6.02	↓	24,800	20,400	630,000	630,000
4	6.14	↓	25,500	20,000	650,000	650,000
5	6.42	↓	27,000	20,000	↓	↓
6	6.82	↓	28,600	20,700	↓	↓

後期分

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税 限度額	国の 限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
平成20	0.7	3.0	5,200	3,600	100,000	120,000
21	↓	↓	↓	↓	↓	↓
22	↓	↓	↓	↓	120,000	130,000
23	0.75	2.0	↓	↓	↓	140,000
24	↓	↓	5,400	3,700	↓	↓
25	0.8	1.3	↓	↓	140,000	↓
26	↓	↓	↓	↓	160,000	160,000
27	0.9	0.5	6,000	3,700	170,000	170,000
28	↓	↓	↓	↓	190,000	190,000
29	0.97	廃止	7,900	↓	↓	↓
県単位化	30	1.17	8,100	4,100	↓	↓
31(令和元)	1.34	↓	8,200	4,400	↓	↓
令和2.3	1.53	↓	8,400	4,800	↓	↓
4	1.71	↓	8,700	5,100	200,000	200,000
5	1.98	↓	9,400	5,700	220,000	220,000
6	2.16	↓	9,900	6,100	240,000	240,000

介護分 (40歳から64歳)

年度	応能割 %		応益割 (円)		課税 限度額	国の 限度額
	所得割	資産割	均等割	平等割		
平成12	0.7	3.5	4,800	3,600	70,000	70,000
13	↓	↓	↓	↓	↓	↓
14	↓	↓	↓	↓	↓	↓
15	↓	↓	↓	↓	↓	80,000
16	↓	↓	↓	↓	↓	↓
17	↓	2.0	5,400	4,200	↓	↓
18	↓	↓	↓	↓	↓	90,000
19	↓	↓	↓	↓	↓	↓
20	↓	↓	↓	↓	↓	↓
21	↓	↓	↓	↓	↓	100,000
22	↓	↓	↓	↓	90,000	↓
23	0.75	1.4	↓	↓	100,000	120,000
24	↓	↓	5,600	4,400	↓	↓
25	0.8	1.0	↓	↓	120,000	↓
26	↓	↓	↓	↓	140,000	140,000
27	↓	0.7	5,800	↓	160,000	160,000
28	↓	↓	↓	↓	↓	↓
29	0.87	廃止	7,800	↓	↓	↓
県単位化	30	1.02	8,100	↓	↓	↓
31(令和元)	1.2	↓	8,500	4,600	↓	↓
令和2.3	1.38	↓	8,900	4,600	170,000	170,000
4	1.61	↓	9,700	5,000	↓	↓
5	1.82	↓	10,400	5,300	↓	↓
6	1.93	↓	10,700	5,400	↓	↓